



福岡県医発第 1058 号（総）

平成 27 年 7 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

平成 27 年毎月勤労統計調査（特別調査）の実施に対する協力について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、本会第 11 回全理事会（H27. 7. 2）にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、特別調査は、常用労働者 1 ～ 4 人を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査であり、日本全国から無作為に選んだ地域の医療機関を対象に、年 1 回統計調査員が訪問して行われます。

小郡三井医師会より

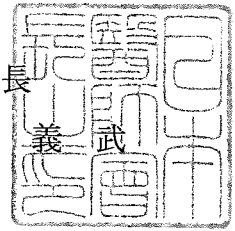
医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 6 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



平成 27 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について (依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施しております。

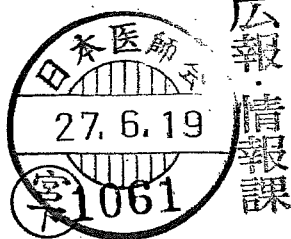
この度、平成 27 年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票 (特別調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 平成 26 年毎月勤労統計調査特別調査の概況
6. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧



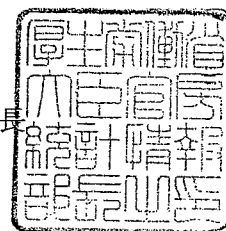


統発0615第12号

平成27年6月15日

公益社団法人 日本医師会会長 様

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成27年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の16大産業に属し、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施しています。

「特別調査」は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域(別添「指定調査市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域)に所在するすべての事業所を8月から9月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数・主な生産品・事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者数を1～4人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所にご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「毎月勤労統計調査のお願い」、「平成27年毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」、平成26年調査結果(概況)及び特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト各1部を同封いたします。同封しました参考資料の電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省 大臣官房 統計情報部

雇用・賃金福祉統計課 毎勤第一係 辻本

TEL : 03-5253-1111 (内線 7605)

FAX : 03-3502-5396

E-mail : tsujimoto-masaomi@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

イ 鉱業、採石業、砂利採取業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 情報通信業

ヘ 運輸業、郵便業

ト 卸売業、小売業

チ 金融業、保険業

リ 不動産業、物品賃貸業

ス 学術研究、専門・技術サービス業

ル 宿泊業、飲食サービス業

ヲ 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

ワ 教育、学習支援業

カ 医療、福祉

コ 複合サービス事業

タ サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

(3) 事業所

イ 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。

ロ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数

- d 出勤日数及び1日の実労働時間数
- e きまって支給する現金給与額
- f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

この規定により報告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月

勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成21年4月1日から実施し、旧要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。

毎月勤労統計調査特別調査票

（平成 年 7 月 分）



政府統計



厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
	大	中				

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業（同一会社に属するすべての事業所）の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5～29人 (3) 1～4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について記入してください。 常用労働者とは、期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月（5月及び6月）の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。										次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者												
1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込みの別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)				10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)							
	男	女	通	住	家族	家族以外	(1年未満の端数は切り捨ててください。)		歳	年	日	時間	百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
1	1	2	1	2	1	2																
2	1	2	1	2	1	2																
3	1	2	1	2	1	2																
4	1	2	1	2	1	2																

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統計 調査員印
----	-------	----------------	-------	------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業所の皆さまへ

平成27年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的
以外に使用すること
は絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省大臣官房 統計情報部 (雇用・賃金福祉統計課)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605～7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

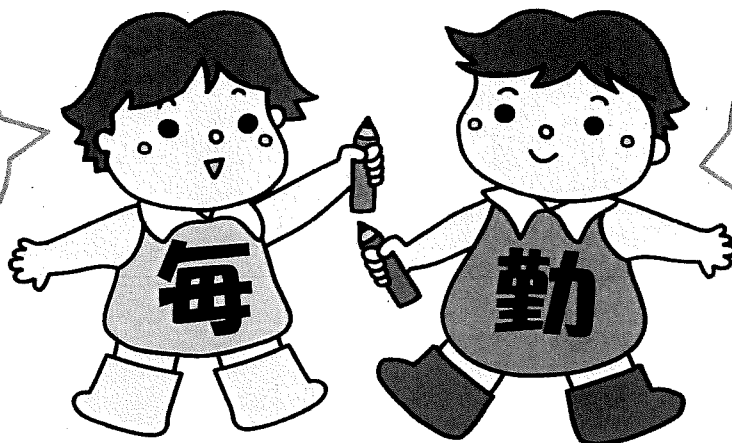
毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査結果 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



平成26年12月16日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

課長 久古谷 敏行

課長補佐 渡邊 学

企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—平成26年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3
	(1) 賃金	3
	(2) 出勤日数と労働時間	5
	(3) 雇用	7
3	付表	9

平成26年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
(URL : http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く））

ウ 事業所

平成21年経済センサス基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在し、イの産業に属する常用労働者1～4人を雇用する事業所

(3) 調査の時期

調査期間は平成26年の6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間とした。ただし、特別に支払われた現金給与額については、平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間とした。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

統計調査員が調査対象事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

(6) 調査系統

厚生労働省一都道府県一統計調査員一報告者

(7) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 22,846事業所 有効回答数 20,931事業所

有効回答率 91.6%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入してある。

イ 「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。前年比及び前年差は、表章単位の数値から算出している。

ウ 4ページの「イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額」は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

調査期間末日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに、又は、1か月を超える期間を定めて雇われている者

b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

7月中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

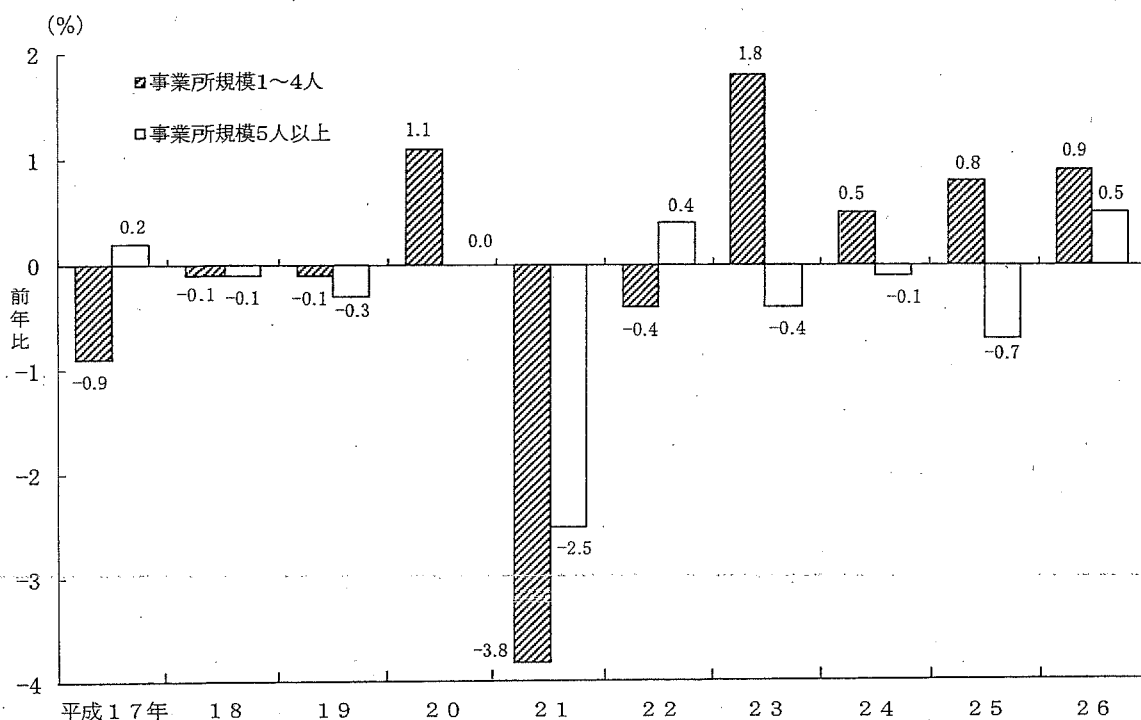
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、平成26年7月（以下「7月」という。）におけるきまって支給する現金給与額は192,120円で、前年比0.9%増となった。

男女別にみると、男は257,997円で前年比1.0%増、女は140,615円で同1.4%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が252,557円と最も高く、次いで「製造業」が212,310円、「卸売業，小売業」が193,912円、「医療，福祉」が177,478円、「生活関連サービス業，娯楽業」が148,036円、「宿泊業，飲食サービス業」が107,309円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の前年比の推移（調査産業計）



- 注：1) 事業所規模1～4人は7月の数値である。
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 3) 事業所規模5人以上の前年比は、調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数から算出している。

第1表 主な産業・性、事業所規模別きまって支給する現金給与額 ※平成26年7月

主な産業・性	1～4人		(参考) 5人以上		5人以上=100とした時の比率
	円	前年比 %	円	前年比 %	
調査産業計	192,120	0.9	261,290	0.5	73.5
男	257,997	1.0	328,659	...	78.5
女	140,615	1.4	179,193	...	78.5
建設業	252,557	1.2	321,978	0.8	78.4
製造業	212,310	2.0	308,238	1.8	68.9
卸売業，小売業	193,912	0.5	227,955	0.4	85.1
宿泊業，飲食サービス業	107,309	0.1	118,568	-0.2	90.5
生活関連サービス業，娯楽業	148,036	2.2	192,518	-1.5	76.9
医療，福祉	177,478	0.5	246,474	0.3	72.0

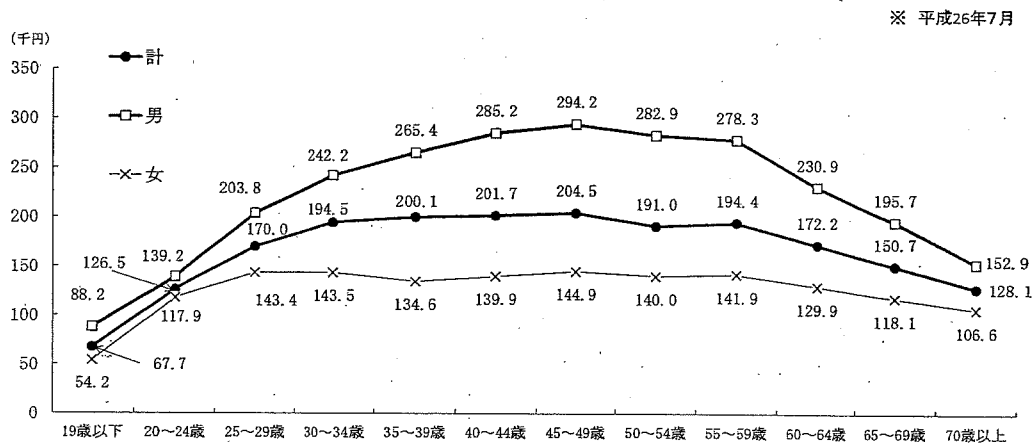
- 注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果である。
 2) 事業所規模5人以上の前年比は、調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップを修正した指数から算出している。
 なお、男女別には指数を作成しておらず、前年比を算出していないため、「…」と表記している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

企業規模 1～4 人の事業所における 7 月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、男女計は 30～59 歳の各年齢階級でほぼ横ばいとなっている。
男女別にみると、男は 45～49 歳で最も高くなっており、女は 25～59 歳の各年齢階級でほぼ横ばいとなっている。

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数 30 年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている。（第 2 図、第 2 表）

第 2 図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模 1～4 人、調査産業計）



第 2 表 年齢階級・勤続年数階級、主な産業・性別きまって支給する現金給与額
（企業規模 1～4 人） ※平成 26 年 7 月 （単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	181,587	244,249	134,298	249,011	202,102	176,613	102,114	150,839	170,260
19 歳 以 下	67,670	88,169	54,225	164,726	110,472	77,064	44,056	112,297	102,322
20 ～ 24 歳	126,496	139,209	117,897	201,061	152,813	131,343	66,602	147,152	153,455
25 ～ 29 歳	170,013	203,824	143,434	234,576	192,545	167,539	109,788	163,681	175,341
30 ～ 34 歳	194,541	242,168	143,521	258,122	209,828	187,477	123,934	178,299	176,816
35 ～ 39 歳	200,065	265,446	134,624	271,561	228,869	193,615	125,458	173,007	162,280
40 ～ 44 歳	201,703	285,183	139,883	285,703	243,916	195,268	115,831	154,994	168,001
45 ～ 49 歳	204,479	294,225	144,874	275,783	243,169	204,588	106,721	157,657	174,119
50 ～ 54 歳	190,985	282,872	140,028	261,556	219,071	196,635	106,778	126,958	175,208
55 ～ 59 歳	194,365	278,292	141,884	262,572	200,984	190,782	109,794	125,452	176,622
60 ～ 64 歳	172,186	230,905	129,857	228,823	178,175	154,597	99,026	126,390	178,234
65 ～ 69 歳	150,695	195,693	118,064	200,131	160,497	141,937	89,980	111,519	167,084
70 歳 以 上	128,065	152,856	106,641	154,499	146,054	118,604	73,090	110,730	143,118
勤 続 年 数 計	181,587	244,249	134,298	249,011	202,102	176,613	102,114	150,839	170,260
0 年	132,739	179,494	107,260	211,003	144,503	132,107	81,264	135,024	138,989
1 年	144,889	199,423	110,582	222,876	166,928	130,810	89,358	143,120	148,358
2 年	151,624	205,079	115,606	208,580	163,805	151,350	92,298	146,314	155,791
3 ～ 4 年	163,209	220,042	123,765	225,617	183,059	158,018	100,238	148,105	161,221
5 ～ 9 年	181,948	245,424	134,421	243,590	198,644	178,358	108,220	157,853	169,805
10 ～ 14 年	197,979	263,331	144,179	267,519	200,920	195,250	118,741	152,192	175,386
15 ～ 19 年	218,671	285,783	156,784	279,365	246,288	202,365	122,758	164,652	191,380
20 ～ 29 年	219,519	290,953	161,775	266,588	230,696	209,860	120,842	163,580	214,985
30 年 以 上	192,986	245,360	144,556	238,025	196,033	173,871	122,984	145,445	227,741
平均年齢（歳）	46.5	46.1	46.8	47.8	50.8	47.0	44.1	43.1	43.1
平均勤続年数（年）	11.4	12.6	10.5	14.6	15.9	12.6	7.4	9.0	8.1

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は208,488円で、前年比3.3%増となった。

男女別にみると、男は293,828円で4.6%増、女は139,653円で1.9%増となった。

主な産業についてみると、「医療、福祉」が244,526円と最も高く、次いで「卸売業、小売業」が221,431円、「製造業」が211,134円、「建設業」が172,274円、「生活関連サービス業、娯楽業」が48,537円、「宿泊業、飲食サービス業」が22,094円となった。(第3表)

第3表 主な産業・性別過去1年間に特別に支払われた現金給与額(事業所規模1～4人)

主な産業・性	実 額 円	前年比 %	支給割合	
			か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	208,488	3.3	1.09	0.03
男	293,828	4.6	1.14	0.04
女	139,653	1.9	0.99	0.00
建 設 業	172,274	6.7	0.68	0.03
製 造 業	211,134	14.6	0.99	0.10
卸 売 業 , 小 売 業	221,431	0.8	1.14	0.00
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	22,094	-13.4	0.21	-0.03
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	48,537	-1.4	0.33	-0.01
医 療 , 福 祉	244,526	1.3	1.38	0.01

注：1) 特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

2) 支給割合は、常用労働者1人あたりの7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間に特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

7月における出勤日数は20.7日で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は22.0日で前年と同水準となり、女は19.6日で前年と同水準となった。(第3図、第4表)

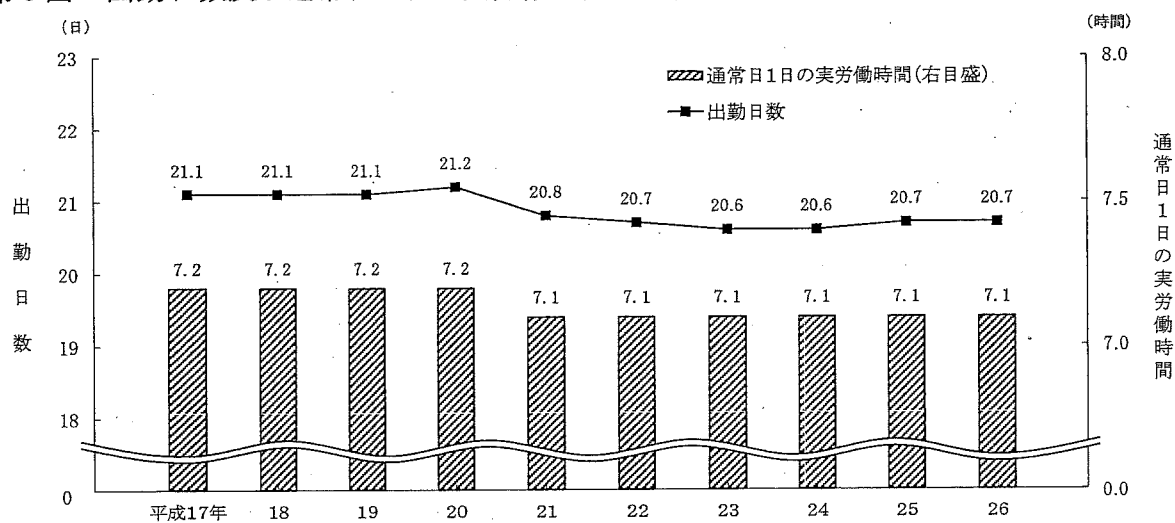
イ 労働時間

7月における通常日1日の実労働時間は7.1時間で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は7.8時間、女は6.5時間となった。

通常日1日の実労働時間別に労働者構成をみると4時間以下で11.7%、5時間で8.6%、6時間で8.2%、7時間で15.1%、8時間で44.8%、9時間以上で11.7%となった。(第3図、第4表、第5表)

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移(事業所規模1～4人、調査産業計)



注：7月の数値である。

第4表 主な産業・性、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間 ※平成26年7月

主な産業・性	出 勤 日 数				通常日1日の実労働時間			
	1～4人		(参考) 5人以上		1～4人		(参考) 5人以上	
	前年差		前年差		前年差		前年差	
	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
調 査 産 業 計	20.7	0.0	19.6	0.1	7.1	0.0	7.7	0.0
男	22.0	0.0	20.4	0.1	7.8	0.0	8.2	0.0
女	19.6	0.0	18.5	0.0	6.5	0.0	7.0	0.0
建 設 業	22.1	0.0	22.1	0.1	7.6	0.0	8.1	0.0
製 造 業	21.1	0.0	20.5	0.3	7.3	0.0	8.3	0.0
卸 売 業 , 小 売 業	21.3	0.0	19.5	0.0	7.3	0.0	7.3	0.1
宿泊業, 飲食サービス業	18.7	-0.1	16.1	-0.1	6.0	-0.1	6.4	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	20.7	-0.1	19.1	-0.2	7.1	0.0	7.4	0.1
医 療 , 福 祉	20.3	-0.4	19.2	0.2	6.8	0.0	7.3	-0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査7月分の結果である。

2) 5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 主な産業・性、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人) ※平成26年7月 (単位：%)

主な産業・性	合 計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調 査 産 業 計	100.0	11.7	8.6	8.2	15.1	44.8	11.7
		(0.3)	(0.4)	(-0.1)	(-0.3)	(0.3)	(-0.5)
男	100.0	3.9	2.3	3.4	13.7	59.2	17.5
女	100.0	17.8	13.6	11.9	16.1	33.5	7.1
建 設 業	100.0	3.8	4.0	4.0	16.2	63.7	8.3
製 造 業	100.0	7.2	7.0	8.6	15.6	50.7	11.0
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	8.9	7.9	8.1	14.0	46.9	14.2
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	32.8	18.3	11.9	6.4	16.6	14.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	9.2	14.2	10.2	12.0	36.5	17.9
医 療 , 福 祉	100.0	16.6	7.9	10.0	16.4	40.8	8.4

注：()内は、前年差 (ポイント) である。

(3) 雇用

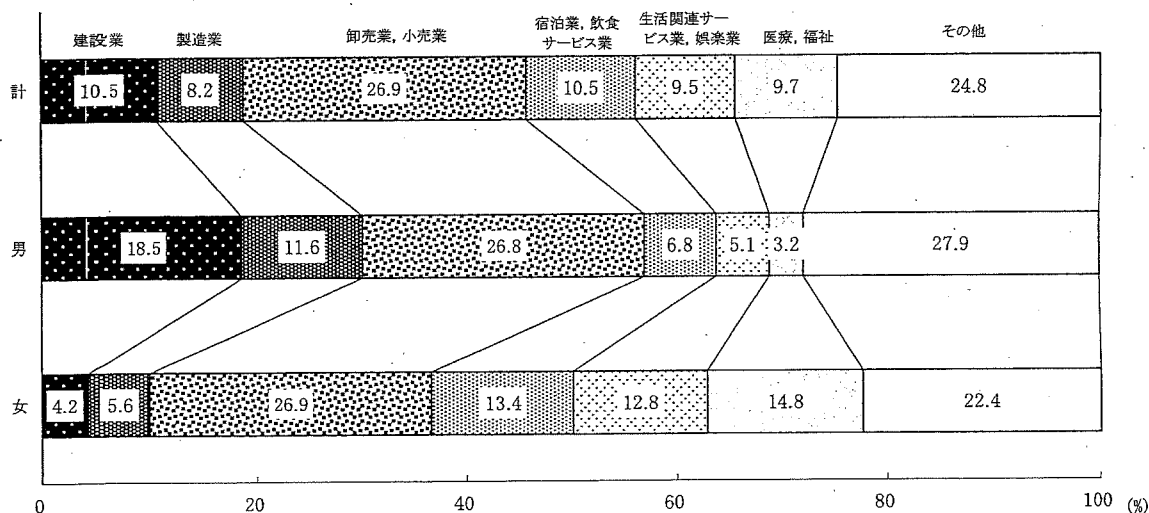
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「卸売業，小売業」が26.9%と最も高く、次いで「その他」を除くと、「建設業」、「宿泊業，飲食サービス業」が10.5%、「医療，福祉」が9.7%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.5%、「製造業」が8.2%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は56.1%となった。これを主な産業についてみると、「医療，福祉」が85.5%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が76.2%、「宿泊業，飲食サービス業」が71.6%、「卸売業，小売業」が56.2%、「製造業」が38.0%、「建設業」が22.6%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

※平成26年7月末日現在



注：「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

※平成26年7月末日現在

産 業	計	男	女	女性労働者の割合	
				前年差	
	%	%	%	%	ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	56.1	0.5
建 設 業	10.5	18.5	4.2	22.6	0.6
製 造 業	8.2	11.6	5.6	38.0	-0.8
卸 売 業 ， 小 売 業	26.9	26.8	26.9	56.2	0.5
宿 泊 業 ， 飲 食 サービス 業	10.5	6.8	13.4	71.6	-0.2
生 活 関 連 サービス 業 ， 娯 楽 業	9.5	5.1	12.8	76.2	-0.6
医 療 ， 福 祉	9.7	3.2	14.8	85.5	0.0
そ の 他	24.8	27.9	22.4	50.6	0.3

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

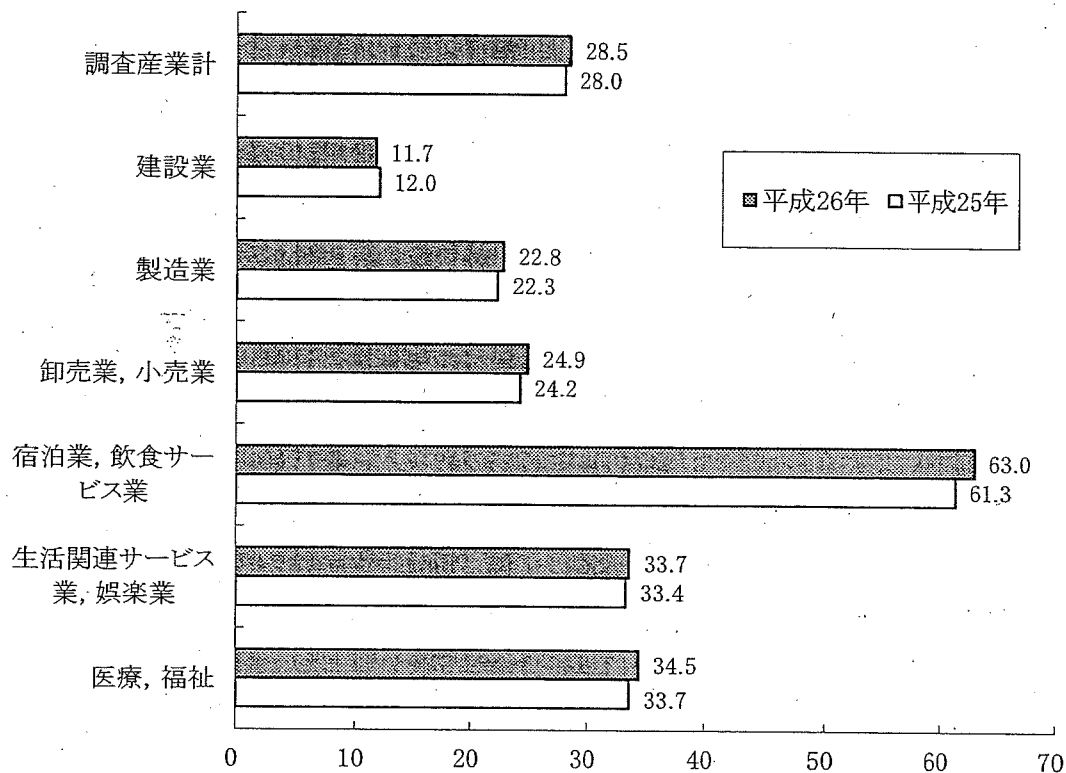
イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

短時間労働者の割合は28.5%で、これを男女別にみると、男9.6%、女43.3%となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が63.0%と最も高く、次いで「医療、福祉」が34.5%、「生活関連サービス業、娯楽業」が33.7%、「卸売業、小売業」が24.9%、「製造業」が22.8%、「建設業」が11.7%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が68.3%と最も高く、30～39歳が21.3%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、7月末現在における常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

※平成26年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
		前年差		前年差		前年差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
年齢計	28.5	0.5	9.6	-0.1	43.3	0.6
19歳以下	68.3	6.2	52.5	7.6	78.4	7.2
20～29歳	23.6	1.4	14.0	-0.5	30.6	2.4
30～39歳	21.3	-0.3	4.5	-0.5	38.6	-0.4
40～49歳	27.1	0.1	4.4	-0.2	43.9	0.1
50～54歳	30.7	0.9	6.2	0.2	45.5	1.2
55～59歳	28.6	0.1	6.1	-0.8	43.4	-0.2
60～64歳	33.7	1.0	13.5	0.5	49.0	0.6
65歳以上	39.8	-0.1	25.1	0.1	52.0	0.0

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、
短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計） ※平成26年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合
	円	日	時間	%
全 国	192,120	20.7	7.1	28.5
北海道	197,817	21.2	7.1	26.4
青森	173,919	21.9	7.1	25.7
岩手	175,191	22.0	7.2	24.3
宮城	205,456	21.2	7.5	18.8
秋田	166,260	21.3	7.1	28.0
山形	192,309	21.9	7.4	18.1
福島	174,787	21.5	7.1	25.8
茨城	203,428	20.6	7.3	23.5
栃木	186,911	20.8	7.1	27.7
群馬	201,580	21.0	7.1	27.9
埼玉	196,367	19.8	7.0	31.4
千葉	193,721	19.8	7.0	31.0
東京	224,497	20.2	7.4	23.7
神奈川	199,690	19.3	6.8	35.0
新潟	188,094	21.3	7.1	27.4
富山	204,456	21.4	7.3	21.5
石川	182,051	21.6	6.7	35.6
福井	189,470	21.3	7.3	21.6
山梨	203,898	21.1	7.4	20.7
長野	199,132	21.4	7.2	24.8
岐阜	188,052	20.4	6.9	31.8
静岡	189,097	20.6	7.1	28.4
愛知	196,494	20.5	6.9	32.7
三重	180,390	20.0	6.8	32.7
滋賀	190,176	20.0	6.8	32.8
京都	181,281	20.1	7.0	30.3
大阪	207,989	20.5	7.0	30.4
兵庫	183,617	19.4	6.8	34.9
奈良	175,775	19.5	7.0	33.0
和歌山	176,972	20.7	6.9	33.5
鳥取	193,120	21.2	7.2	22.8
島根	183,926	21.5	7.2	21.3
岡山	208,956	21.2	7.2	23.3
広島	189,174	21.2	7.0	31.9
山口	178,876	20.7	6.9	32.1
徳島	190,044	21.6	7.3	22.1
香川	186,652	21.4	7.1	27.8
愛媛	174,667	21.9	7.1	27.7
高知	171,382	21.2	7.0	29.9
福岡	174,013	20.6	7.0	30.6
佐賀	169,328	21.3	7.1	27.8
長崎	164,657	21.7	7.1	27.2
熊本	169,816	21.6	7.2	23.0
大分	178,131	21.8	7.3	24.3
宮崎	162,505	20.9	7.0	31.8
鹿児島	168,371	21.7	7.1	27.3
沖縄	143,146	21.2	7.0	31.3

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数、短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の 実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の 割合 ³⁾
	実額 円	前年比 %	実額 円	前年比 %				
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,474	0.8	201,806	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5

注：1) 7月の数値である。

2) 調査年の前年8月から調査年7月までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 7月末現在の数値である。

毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 101 北九州市 門司区
 福岡県 103 北九州市 若松区
 福岡県 105 北九州市 戸畑区
 福岡県 106 北九州市 小倉北区
 福岡県 107 北九州市 小倉南区
 福岡県 108 北九州市 八幡東区
 福岡県 109 北九州市 八幡西区
 福岡県 131 福岡市 東区
 福岡県 132 福岡市 博多区
 福岡県 133 福岡市 中央区

福岡県 134 福岡市 南区
 福岡県 135 福岡市 西区
 福岡県 136 福岡市 城南区
 福岡県 202 大牟田市
 福岡県 203 久留米市
 福岡県 204 直方市
 福岡県 205 飯塚市
 福岡県 207 柳川市
 福岡県 211 筑後市
 福岡県 213 行橋市

福岡県 216 小郡市
 福岡県 219 大野城市
 福岡県 220 宗像市
 福岡県 221 太宰府市
 福岡県 224 福津市
 福岡県 229 みやま市
 福岡県 230 糸島市
 福岡県 305 筑紫郡 那珂川町
 福岡県 345 糟屋郡 新宮町
 福岡県 349 糟屋郡 粕屋町

都道府県 コード 市区町村名

福岡県 383 遠賀郡 岡垣町
 福岡県 447 朝倉郡 筑前町

都道府県 コード 市区町村名